

## チェックリスト及び判定基準

平成 年度新規要望箇所チェックリスト  
(全治山事業共通)

(事業名： )  
(都道府県名 )  
(地区名： )

必須事項

| 項 目                                     | 審 査 の 内 容   | 判 定 |
|---|---|-----|
| 1 . 事業の必要性が<br>明確であること<br>(必要性)         | ・ 山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認めれること。                    |     |
| 2 . 技術的可能性が<br>確実であること                  | ・ 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること                                       |     |
| 3 . 事業による効率<br>性が十分見込まれ<br>ること<br>(効率性) | ・ 費用対効果分析の結果が1 . 0以上であること。  |     |
| 4 . 事業の採択要件<br>を満たしているこ<br>と            | ・ 事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。<br>・ 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。 |     |
| 5 . 「自然と共生す<br>る環境創造型事<br>業」であること       | ・ 自然環境の保全・形成の視点からみて、当該事業が適当であること  |     |

注)・ 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

・ 項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規要望箇所チェックリスト  
 (保安林管理道を除く治山事業)

(事業名: )  
 (都道府県名: )  
 (地区名: )

優先配慮事項

| 項 目                         | 評 価 の 内 容   | 判 定 |
|-----------------------------|---|-----|
| 1. 事業で達成する目標に関する事項<br>(有効性) | 当該事業の実施により、山地に起因する災害から近隣住民の生命・財産の保全が図られる。<br>当該事業の実施により、水源のかん養が図られる。<br>当該事業の実施により、生活環境の保全・形成等が図られる。  |     |
| 2. 事業内容や実施体制等に関する事項         | 治山事業長期計画等の上位計画からみて重点的に整備する妥当性がある。<br>事業の経済性、効率性が十分確保されている。<br>森林の多面的機能の発揮に配慮した計画となっている。<br>コスト縮減の具体的な配慮がなされた工種・工法を導入している。<br>間伐材等木材を有効利用した工種・工法を積極的に導入している。<br>地域関係者の理解が得られている。<br>他事業との連携に基づき具体的計画が策定されている。<br>地域戦略プラン等の地域計画に位置付けられており、他事業との調整が整っている。<br>山地災害危険地区に存する。<br>過去に、災害が発生し、重大な被害が生じたことがある。または、当該事業を早急に実施しなければ災害の発生する可能性が著しく高い。<br>保全対象施設に人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれる。<br>過去に湧水被害が発生したダム、集落等の水源森林地域である。<br>過去に土砂等の流入、水質の汚濁等が発生したダム、貯水池等の水源森林である。<br>市街地化が進展し、生活環境の保全・形成が強く求められる地域である。<br>自然環境の保全機能の高度発揮が強く求められている地域である。<br>他事業との関連で緊急性がある。<br>当該事業の早急な実施についての要望が地元から出されている。<br>森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備の推進に資する。<br>緊急間伐五箇年対策の推進に資する。 |     |

注)・評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリストの判定基準（保安林管理道を除く治山事業）

必須事項

| 評価の内容                                | 判定基準   |
|--------------------------------------|--|
| <p>1．事業の必要性が明確であること<br/>(必要性)</p>    | <p>次のいずれか1項目以上に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。</li> <li>・ 地すべりを防止するために必要な事業であって、地すべり防止区域の指定がなされているか、又は確実なこと。</li> </ul> |
| <p>2．技術的可能性が確実であること</p>              | <p>関係法令、治山技術基準等に適合していること。</p>  |
| <p>3．事業の効率性が十分見込まれること。<br/>(効率性)</p> | <p>費用便益比 1.0</p>   |
| <p>4．事業の採択要件を満たしていること。</p>           | <p>民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。</p> <p>採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。</p>   |
| <p>5．「自然と共生する環境創造型事業」であること</p>       | <p>次の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山崩れ、土石流等により失われた、又は失われるおそれのある森林環境の維持・回復に資する計画となっていること。</li> <li>・ 治山施設等の整備について、地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。</li> </ul>  |

優先配慮事項

|                      | 評価の内容                                     | 判定基準  |
|----------------------|---|---|
| 事業で達成する目標に関する事項（有効性） | 当該事業の実施により、山地に起因する災害から近隣住民の生命・財産の保全が図られる。 | 豪雨、地震、火山噴火、流木等多様な現象による山地災害を防止し、また、これによる被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資する計画となっている。  |
|                      | 当該事業の実施により、水源のかん養が図られる。                   | 良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資する計画となっている。  |
|                      | 当該事業の実施により、生活環境の保全・形成等が図られる。              | 安全で良好な生活環境の保全・形成等に資する計画となっている。  |
| 事業内容や実施体制等に関する事項     | 治山事業長期計画等の上位計画からみて重点的に整備する妥当性がある。         | 都道府県治山事業七箇年計画、地域森林計画、地域防災計画等において、当該事業が位置付けられていること。  |
|                      | 事業の経済性、効率性が十分確保されている。                     | 当該地区の諸条件からみて、適切な整備水準となっていること。   |
|                      | 森林の多面的機能の発揮に配慮した計画となっている。                 | 山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の複数の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。  |
|                      | コスト縮減の具体的な配慮がなされた工種・工法を導入している。            | 次のいずれか1項目以上に該当すること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業又は他事業により発生した資材（建設副産物、転石、火山礫等）を有効活用する計画となっている。</li> <li>・共同工事によりコスト縮減を図る計画となっている。</li> <li>・新技術の導入等によりコスト縮減を図る計画となっている。</li> </ul>  |
|                      | 間伐材等木材を有効利用した工種・工法を積極的に導入している。            | 次のいずれか1項目以上に該当すること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材等木材を利用した治山ダム工や大型の土留工等の設置を計画している。</li> <li>・間伐材等木材を利用した柵工、筋工等に係る直接工事費が当該事業全体の直接工事費に対して、類似条件の近傍地区等と比べると十分に大きいこと。</li> <li>・間伐材等木材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画となっている。</li> </ul> |

| 評価の内容  | 判定基準  |
|--|---|
| 地域関係者の理解が得られている。   | 次の全てを満たすこと。<br>・市町村長の同意が得られている。<br>・地権者の同意が得られている。  |
| 他事業との連携に基づき具体的計画が策定されている。                                      | 同左  |
| 地域戦略プラン等の地域計画に位置付けられており、他事業との調整が整っている。                         | 同左  |
| 山地災害危険地区に存する。  | 当該事業の全体計画区域内に山地災害危険地区が存すること。  |
| 過去に、災害が発生し、重大な被害が生じたことがある。または、当該事業を早急に実施しなければ災害の発生する可能性が著しく高い。 | 次のいずれか1項目以上に該当すること。<br>・過去20年以内に重大な被害が生じた災害の発生がある。<br>・クラックの発生等災害発生の兆候が認められる。   |
| 保全対象施設に人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれる。                            | 同左  |
| 過去に渇水被害が発生したダム、集落等の水源森林地域である。                                  | 次の全てを満たすこと。<br>・過去20年以内に渇水被害が発生した地域であること。<br>・ダム、集落等の水源森林地域であること。   |
| 過去に土砂等の流入、水質の汚濁等が発生したダム、貯水池等の水源森林である。                          | 過去20年以内に土砂等の流入、水質の汚濁等が発生したダム、貯水池等の水源森林であること。  |
| 市街地化が進展し、生活環境の保全・形成が強く求められる地域である。                              | 次のいずれか1項目以上に該当すること。<br>・D I D地区の周辺森林。<br>・過去20年間に宅地等の開発のあった地域の周辺森林。   |
| 自然環境の保全機能の高度発揮が強く求められている地域である。                                 | 次のいずれか1項目以上に該当すること。<br>・自然公園法に規定する自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域に存する。<br>・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る。）の周辺地域に存する。<br>・レッドデータブック等により保護すべき動植物の生息場所に近接する。 |
| 他事業との関連で緊急性がある。  | 当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗に影響が出ること。   |
| 当該事業の早急な実施についての要望が地元から出されている。                                  | 同左  |
| 森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備の推進に資する。                              | 次のいずれか1項目以上に該当すること。<br>・当該森林の状態が現に劣悪となっており、直ちに森林整備を実施する必要があること。<br>・放置しておくことにより、当該森林の状態が劣悪となるおそれ強いこと。   |
| 緊急間伐五箇年対策の推進に資する。  | 本数調整伐を実施する計画となっている。   |